

被災住宅用地申告書

年 月 日

福山市長様

福山市税条例(昭和41年条例第89号)第65条の2の規定により次のとおり申告します。

申告者	住所 (所在地)	
	フリガナ	
	名前 (名称)	
	電話番号	

1 納税義務者情報（申告者と異なる場合）

住所 (所在地)	
名前 (名称)	
申告者と納税義務者の関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族・相続人（ ） <input type="checkbox"/> 合併法人等

※ 親族・相続人で同一世帯ではない場合、続柄が分かる書類（戸籍等）を添付してください。

※ 合併法人等の場合、その経緯が分かる書類（登記事項証明書等）を添付してください。

2 被災年度における被災住宅用地の内容

連番	所在	地積 m ²	所有者	備考
1		m ²		
2		m ²		
3		m ²		
4		m ²		
5		m ²		
6		m ²		
7		m ²		
8		m ²		
9		m ²		
10		m ²		

⇒ 裏面に続きます。

3 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の内容

連番	家屋番号	所有者
1		
2		
3		
4		
5		

4 家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細

発生日時	年	月	日	時頃
	□震災	□風水害	□火災	□その他 ()
詳 細	罹災証明書や現地写真など、被災状況が分かるものを添付してください。			

5 被災年度の翌年度又は翌々年度の賦課期日において住宅用地の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- がれき等の処理で物理的に使用できない。
- 権利関係の調整に時間がかかる。
- 復旧工事用の資材置場として当該用地を提供しているため、使用できない。
- 経済的事由により、住宅再建まで時間がかかる。
- その他

[]

注1 被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに申告してください。

注2 既に当該土地について事業用家屋の建築確認申請の確認済証が交付されている場合又は住宅用地を他に確保しており、当該土地を住宅用地として使用しないことが明らかな場合は認定の対象となりません。